

宍粟市産後ケア事業に係る 安全管理マニュアル

宍粟市健康福祉部保健福祉課

令和 7 年（2025年） 4 月版

はじめに ～安全管理マニュアルの役割・位置づけ～

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、産後ケア事業は「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられています。

この安全管理マニュアルは、国が示す「産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月改定）」に基づき、当市の産後ケア事業を受託する各施設における安全管理に関する留意事項等を定めることで、緊急時における対応についての準備及び対策を実施いただくために策定するものです。

（目 次）

1. 事故防止及び安全対策
2. 児を預かる場合の留意点
3. 緊急時の対応体制
4. 重大事案等発生時の対応
5. 重大事案等発生時の報告様式
6. 重大事案等発生時の報告の流れ
7. 報告先
8. 参考資料

1. 事故防止及び安全対策

- (1) 児の転落や誤飲等の事故を防ぐために、環境整備を行うこと。
- (2) 各医療機関等の定める安全管理指針等に基づき、アクシデント発生時等は速やかに関係機関に報告すること。また、重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び必要に応じて市と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映したうえで、職員間の共有を図ること。
- (3) 児の睡眠時はSIDSの予防のため、次の事項に留意すること。
 - (ア) 仰向けに寝させること。
 - (イ) ベビーベッドに寝かせるときは、柵を上げた状態にしたうえで、頭や身体が挟まれないよう、周囲の隙間・ベッド柵と敷ふとんの隙間・マットレスの隙間等をなくすこと。
 - (ウ) 敷布団・マットレス・枕については、固めのものを使うこと。
 - (エ) むいぐるみ等、口や鼻を覆う・首に巻きつく可能性のある物はおかないこと。
 - (オ) その他SIDSの予防に必要なこと。

※「SIDS予防普及啓発リーフレット（こども家庭庁）」を参照のこと

2. 児を預かる場合の留意点

- (1) 短時間であっても児のみの状況とならないように留意すること。産後ケアの中で一時的に児を預かる場面が発生することも想定され、この場合において、たとえ短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。
- (2) 別室において児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者とで複数人の体制とすることが望ましい。特に宿泊型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間は預からない等の対応も考えられる。
- (3) 乳児用体動センサーについては、異常を早期発見し得た症例報告はあるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意したうえで、定期的に目視での確認も行うこと。

3. 緊急時の対応体制

- (1) 産後ケア事業利用中に状態が急変した場合は、実施事業所において適切な処置を行ったうえ、緊急連絡先（家族等）への連絡を行う、必要に応じて協力医療機関へ繋ぐ等の緊急対応を行うこと。緊急対応のため、産後ケア事業利用時には、あらかじめ緊急連絡先を利用者から聴取しておくこと。緊急対応後は、詳細を市へと報告すること。
- (2) 利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や、保健医療面の助言が随時受けられるよう相談できる医師について、あらかじめ選定すること。また、利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備・対応フロー図・緊急時の連絡先の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。
- (3) 「応急手当方法」として心肺蘇生法の実施訓練やAEDの設置若しくは最寄りのAED設置場所の把握等は事前に行っておくこと。
- (4) その他、災害発生時の対応体制や感染症への対応方法等について、日頃から備えておくこと。

4. 重大事案等発生時の対応

- (1) 本事業により生じた事故等においては、発生後は速やかに市へ報告するとともに、次に定める書面にて、第1報を事案発生当日（遅くとも事案発生翌日）、第2報を原則1か月以内に市へと報告すること。また、事故等が生じた原因が明らかである場合は、速やかに対応策を講じること。
- (2) 書面での報告を基に、事業者と市とで事案発生の要因分析や検証を行い、再発防止策を検討する。

5. 重大事案等発生時の報告様式

重大事案（国へ報告しなければならない重大な事故）の範囲及び報告様式

（報告ルート：事業者→市→県→国）

事案範囲	事案対象	様式
・死亡事故 ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ・治療に要する期間が30日以上 の負傷や疾病を伴う重篤な事故	母親等のみ	様式8号 【産後ケア事業事案等発生時報告様式】
	児を含む	様式9号 【教育・保育施設等事故報告書】

その他の事案（市への報告のみ）

（報告ルート：事業者➡市）

事案範囲	事案対象	様式
その他報告を要する事案	すべて	様式10号 【産後ケア事業その他事案等発生時報告様式】

6. 重大事案等発生時の報告の流れ

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

【別添2】

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・死亡事案
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

②第2報は原則1か月以内程度

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

（令和5年1月19日付厚生労働省事務連絡「産後ケア事業における重大事案等発生時の国への報告の流れ」より）

7. 報告先

開庁時間内 (平日 8 時30分～17時15分) ※年末年始を除く	宍粟市健康福祉部 保健福祉課 保健師 電話0790-62-1000
閉庁時 (上記の時間以外、土日祝)	宍粟市役所 電話 0790-63-3000 ※宿日直警備室につながるため、「産後ケア事業の重大事案について」と連絡してください。担当から折り返し連絡をします。

8. 参考資料

- ・産後ケア事業ガイドライン（令和 6 年10月） こども家庭庁
- ・産後ケア施設における乳幼児安全対応マニュアル（令和 6 年 8 月）
日本小児突然死予防医学会
- ・豊中市産後ケア事業実施マニュアル（令和 6 年12月）大阪府豊中市こども未来部
- ・川崎町産後ケア事業に係る安全対策マニュアル（令和 7 年）宮城県柴田郡川崎町